

公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の派遣業務に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和 6 年 1 月 1 1 日

日向市長 十 屋 幸 平

記

1. 業務内容

- (1) 業 務 名：日向市外国語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）
- (2) 派遣場所：日向市内小学校 1 3 校（予定）
- (3) 契約期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（2 年）
- (4) 概 要：日向市内小学校 1 3 校（予定）に外国語指導助手を 4 名派遣し、主として外国語活動及び外国語科の授業における指導を行う。
- (5) 仕 様：別添「日向市外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり
- (6) 事 業 費：38,300 千円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があるものでないこと。
- (8) 令和 5 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）に登録されている者で、「人材派遣」の業種に登録されていること。なお、登録のない者については、下記 5 (5) に定める手続により当該名簿への追加登録が申請できるものとする。
- (9) 九州管内に本店、支店又は営業所を置く者であること。
- (10) 平成 28 年度以降に他の自治体が発注した「外国語指導助手派遣業務」を受注した実績があること。

3. 評価基準

「別表」審査内容のとおり

4. スケジュール

- 1月12日（金）募集開始及び質疑受付開始
- 1月22日（月）質疑受付終了
- 1月26日（金）質疑回答
- 1月29日（月）参加表明締切り
- 2月14日（水）提案書提出締切り
- 3月1日（金）プロポーザル審査(ヒアリング)
- 3月5日（火）結果通知

【R3参考】

- 1月19日（水）募集開始及び質疑受付開始
- 1月24日（月）質疑受付終了
- 1月26日（水）質疑回答
- 1月28日（金）参加表明締切り
- 2月17日（木）提案書提出締切り
- 2月21日（月）プロポーザル審査
（ヒアリング）
- 2月25日（金）結果通知

5. 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和6年1月29日（月）午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市教育委員会 学校教育課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ②会社要覧 会社概要が確認できるもの
- ③労働者派遣事業許可証（写） 提出日時点で有効であることが確認できるもの
- ④履行証明書等 2. (10)の資格要件を満たす業務の履行確認ができるもの

- (5) その他

令和5年度日向市建設業者等有資格業者名簿への追加登録を申請する場合は、別途様式を使用し、日向市競争入札参加資格審査申請に基づく申請書等を参加表明書に添付すること。

なお、追加登録は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は書面により通知する。

6. 質疑応答

- (1) 提出様式 質疑書（様式第2号）
- (2) 受付期間 令和6年1月12日（金）から1月22日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール又はファックス
- (4) 提出先 日向市教育委員会 学校教育課（ALTプロポーザル担当宛）
〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
TEL 0982-66-1037（内線2424）／ FAX 0982-54-2189
E-mail gakko@hyugacity.jp
- (5) 回答方法 令和6年1月26日（金）に、ホームページ上に回答を公表する。

7. 提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年2月14日（水）午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市教育委員会 学校教育課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類
 - ①提案書 様式第3号を鑑とし、項目の順序にしたがって作成すること。
 - ②見積書 ア 事業者の独自様式で作成すること。
イ 見積額の内訳を記載すること。
 - ③提出部数 各11部（原本1部 写し10部）

8. 留意事項

- (1) 提案書提出後の資料追加・訂正は認めない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。

9. ヒアリングの実施

- (1) ヒアリングは、令和6年3月1日(金)を予定しているが、詳細については決定次第通知する。
- (2) ヒアリングは、1者につき20分以内とし、審査委員からの質疑を10分程度とする。
- (3) 会場にホワイトボード及びスクリーンを用意する。
- (4) 説明は提案書に記載した内容に限る。
- (5) プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。ただし、スクリーン及び電源は本市が準備する。
- (6) 参加人数については、最大2名とする。

10. 審査

- (1) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会で行う。
- (2) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。
- (3) 提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知する。
- (4) 評価内容及び審査結果は、ホームページに公表する。

11. 最優秀提案者の決定

- (1) 評価合計点が、最も高い者を最優秀提案者とする。
- (2) 複数の者の評価合計点が同得点だった場合は、「経費の妥当性」に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (3) 参加資格審査を経て提案書を提出した者が1者のみの場合は、評価合計点の割合が満点の75%以上であれば、その者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者が辞退又は失格となった場合は、次に評価合計点の高い者(以下「次順位者」という。)を最優秀提案者とする。(ただし、次順位者の評価合計点の基準は、11.(3)に準じるものとする。)

12. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

13. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に提案者が欠席した場合
- (3) その他審査会が不適格と認めた場合
- (4) 上限提案価格を超える提案をしたとき。

14. 契約手続

- (1) 最優秀提案者と契約手続きの協議（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。
- (2) 契約手続き及び契約書は、日向市財務規則の定めるところによる。なお、仕様に含まれない事項がある場合は双方で協議し決定する。

15. その他

提出書類等の作成及び提案書・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、参加者の負担とする。

また、本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによる。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、状況により日時やテレビ会議方式等、内容を変更する場合がある。その際は、ホームページ等で通知する。

16. 問い合わせ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市教育委員会 学校教育課（担当：大竹）

TEL 0982-66-1037（内線 2424）／ FAX 0982-54-2189

E-mail s-otake@hyugacity.jp